第三十条第二項第一号の二	一の二　雇用保険被保険者証その他の雇用保険被保険者番号を明らかにすることができる書類（雇用保険被保険者証の交付を受けていない者にあつては、その事由書）	一の二　雇用保険被保険者証その他の雇用保険被保険者番号を明らかにすることができる書類（雇用保険被保険者証の交付を受けていない者にあつては、その事由書） 一の三　第三十三条第一項に該当する場合にあつては、同条第二項に定める書類 一の四　第三十三条第三項に該当する場合にあつては、同条第四項に定める書類
第三十条第二項第二号	戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）	戸籍の抄本
第三十条第二項第三号	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者	第一号厚生年金被保険者期間、第三十条の二第二項第三号に規定する国民年金の被保険者期間又は合算対象期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の組合員
第三十条第二項第三号の二	第十八号から第二十号まで	［略］
第三十条第二項第八号	八　公的年金給付（厚生労働大臣が支給するものを除く。）を受ける権利を有する者にあつては、当該公的年金給付を受ける権利についての裁定又は支給決定を受けたことを証する書類	八　公的年金給付（事業団が支給するものを除く。）を受ける権利を有する者にあつては、当該公的年金給付を受ける権利についての裁定又は支給決定を受けたことを証する書類 八の二　請求者が被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学

第三十条第二項第一号の二	一の二　雇用保険被保険者証（雇用保険被保険者証の交付を受けていない者にあつては、その事由書）その他の雇用保険被保険者番号を明らかにすることができる書類	一の二　雇用保険被保険者証（雇用保険被保険者証の交付を受けていない者にあつては、その事由書）その他の雇用保険被保険者番号を明らかにすることができる書類 一の三　第三十三条第一項に該当する場合にあつては、同条第二項に定める書類 一の四　第三十三条第三項に該当する場合にあつては、同条第四項に定める書類
第三十条第二項第二号	戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により請求者に係る本人確認情報（同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができないときに限る。）	戸籍の抄本
第三十条第二項第三号	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者	第一号厚生年金被保険者期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の組合員
第三十条第二項第四号の二	国民年金法施行規則第一条各号	［同上］
第三十条第二項第八号	八　公的年金給付（厚生労働大臣が支給するものを除く。）を受ける権利を有する者にあつては、当該公的年金給付を受ける権利についての裁定又は支給決定を受けたことを証する書類	八　公的年金給付（事業団が支給するものを除く。）を受ける権利を有する者にあつては、当該公的年金給付を受ける権利についての裁定又は支給決定を受けたことを証する書類 九　請求者が私学共済法施行令第九条に該当する者であるときは、その事実を証明する書類